



# 島根県報

平成19年10月 5 日 (金)  
第 1,920 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

|                     |               |    |
|---------------------|---------------|----|
| 島根県工事検査規則の一部を改正する規則 | ( 技 術 管 理 課 ) | 2  |
| 島根県道路管理規則の一部を改正する規則 | ( 道 路 維 持 課 ) | 10 |

### 告 示

|                      |                  |    |
|----------------------|------------------|----|
| 保安林の指定の解除            | ( 森 林 整 備 課 )    | 10 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示 | (       "      ) | 11 |

### 公 告

|                              |                   |    |
|------------------------------|-------------------|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧    | ( 環 境 生 活 総 務 課 ) | 11 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 | (       "      )  | 12 |
| 都市計画変更の図書の縦覧                 | ( 都 市 計 画 課 )     | 12 |
| 開発行為に関する工事の完了                | (       "      )  | 13 |

### 正 誤

|                             |                  |    |
|-----------------------------|------------------|----|
| 平成19年 7 月 6 日付け島根県報第1,894号中 | ( 森 林 整 備 課 )    | 13 |
| 平成19年 7 月10日付け島根県報第1,895号中  | (       "      ) | 13 |

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県工事検査規則の一部を改正する規則 (規則第85号)

#### 1 規則の概要

- (1) 漁港工事の定義に魚礁に関する工事を加えることとした。(第1条の2関係)
- (2) 水産施設工事の定義を削ることとした。(第1条の2関係)
- (3) 検査員証の種類を2種類とすることとした。(第3条関係)
- (4) 検査員は、工事の施工が契約の内容に適合すると認めるときは、調書を作成し、知事に報告しなければならないこととした。(第8条関係)
- (5) 検査員は、手直し工事を請求したときは、<sup>しゅん</sup>竣工検査の内容及び結果並びに手直し工事の内容を記載した書面により知事に報告しなければならないこととした。(第9条関係)
- (6) 部分払検査は、請負者から出来形検査願が提出されたときに行うこととした。(第14条関係)
- (7) 検査員は、出来形検査を実施したときは、速やかにその結果を書面により知事に報告しなければならないこととした。(第16条関係)
- (8) 様式を整備することとした。
- (9) その他規定の整備

#### 2 施行期日

平成19年11月 1 日から施行することとした。

### 島根県道路管理規則の一部を改正する規則 (規則第86号)

#### 1 規則の概要

バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所の占用料を免除することとした。(別表関

係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

島根県工事検査規則の一部を改正する規則

島根県工事検査規則(昭和38年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条 - 第3条)

第2章 竣工検査(第4条 - 第11条)

第3章 部分使用検査(第12条)

第4章 物件購入検査(第13条)

第5章 出来形検査(第14条 - 第16条)

第6章 中間検査(第17条 - 第19条)

第7章 補則(第20条)

附則

第1条中「、漁港工事及び水産施設工事」を「及び漁港工事」に改める。

第1条の2第4項中「海岸等」を「海岸、魚礁等」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「、漁港工事及び水産施設工事」を「及び漁港工事」に改め、同項を同条第5項とする。

第3条第2項中「呈示」を「提示」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の検査員証の種類は、次に掲げる2種類とする。

(1) 島根県土木・農林土木・漁港工事検査員証

(2) 島根県建築工事検査員証

4 知事は、次条第1項(第13条、第14条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第15条第1項の規定により検査員を指定するときは、第1項の規定により検査員に任命された職員の中から指定する。

第8条第1項中「結果を竣工検査復命書(様式第3号)により」を「内容及び結果を記載した調書を作成し、」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項中「(様式第4号)」を「(様式第3号)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合においては、検査員は、竣工検査の内容及び結果並びに手直し工事の内容を記載した書面に請書を添えて、知事に報告しなければならない。

第10条第1項中「手直し工事指示書に従い、」を削り、同条第2項中「(様式第5号)」を「(様式第4号)」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の手直し工事に係る竣工検査については、第8条の規定を準用する。

第14条を次のように改める。

(部分払検査の実施)

第14条 部分払検査は、請負者から出来形検査願（様式第 5 号）が提出されたときに行う。

2 第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、前項の部分払検査について準用する。

第15条第 2 項中「及び第 6 条」を「、第 6 条及び第 7 条」に改める。

第16条中「出来高検査復命書（様式第 6 号）により、」を「書面により」に改め、「するとともに、その写を所長に送付」を削る。

第17条第 1 項中「随時知事の指定する検査員が」を「、知事が必要と認める工事について」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条」に改める。

第18条中「中間検査復命書（様式第 7 号）」を「書面」に改め、「するとともに、その写を所長に送付」を削る。

第19条後段を削る。

様式第 1 号から様式第 7 号（乙）までを削り、附則の次に次の 6 様式を加える。

様式第1号(甲)(第3条関係)

第 号

島根県土木・農林土木・漁港工事検査員証

島根県職員 氏 名

年 月 日

島 根 県 知 事 印

様式第 1 号 (乙) (第 3 条関係)

第 号

島根県建築工事検査員証

島根県職員 氏 名

年 月 日

島 根 県 知 事 印

様式第2号(第8条関係)

竣 工 検 査 済 証

|           |   |                |     |       |
|-----------|---|----------------|-----|-------|
| 工 事 名     |   | 所 管 事 務 所      |     |       |
|           |   | 検 査 年 月 日      |     | 年 月 日 |
|           |   | 契 約 年 月 日      |     | 年 月 日 |
|           |   | 契 約 上<br>の 期 間 | 着 工 | 年 月 日 |
| 工 事 場 所   |   |                | 完 成 | 年 月 日 |
| 請 負 代 金 額 | 円 | 実 施 完 成 日      |     | 年 月 日 |

上記の工事は、検査の結果、完成していることを認めます。

年 月 日

請負者 様

検査員



様式第 3 号 ( 第 9 条関係 )

手 直 し 工 事 指 示 書

|  |       |           |           |             |     |
|--|-------|-----------|-----------|-------------|-----|
| 工 事 名  |       |           | 工 事 場 所   |             |     |
| 請負代金額  | 円     |           | 検 査 年 月 日 | 年           | 月 日 |
| 手直し工事<br>期限  | 年 月 日 | 県側立<br>会者 |           | 請負者側<br>立会者 |     |
| 手直し工事<br>指示事項  |       |           |           |             |     |
| 備 考  |       |           |           |             |     |
| <p>上記のとおり措置してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 ⑩</p> <p>請負者 様</p>   |       |           |           |             |     |
| <p>上記の指示事項をお請けします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請負者 ⑩</p> <p>島根県知事 様</p> |       |           |           |             |     |

様式第4号(第10条関係)

手直し工事完了届

|                |       |             |  |                |                |       |
|----------------|-------|-------------|--|----------------|----------------|-------|
| 工 事 名          |       |             |  | 工 事 場 所        |                |       |
| 請負代金額          | 円     |             |  | 手直し工事<br>指示者氏名 |                |       |
| 手直し工事<br>指示年月日 | 年 月 日 | 手直し工事<br>期限 |  | 年 月 日          | 手直し工事<br>完了年月日 | 年 月 日 |
| 手直し工事<br>指示事項  |       |             |  |                |                |       |
| 措 置 事 項        |       |             |  |                |                |       |

上記のとおり手直し工事が完了したのでお届けします。

年 月 日

請負者



島根県知事 様



様式第 5 号 ( 第14条関係 )

出 来 形 検 査 願

|         |  |           |     |       |
|---------|--|-----------|-----|-------|
| 工 事 名   |  | 請 負 代 金 額 |     | 円     |
|         |  | 契 約 年 月 日 |     | 年 月 日 |
|         |  | 契 約 上     | 着 工 | 年 月 日 |
| 工 事 場 所 |  | の 期 間     | 完 成 | 年 月 日 |

部分払いを受けたいので上記工事の出来形検査を実施して下さるようお願いいたします。

年 月 日

請負者

㊟

島根県知事 様

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の島根県工事検査規則第3条第2項の検査員証は、この規則による改正後の島根県工事検査規則第3条第2項の検査員証とみなす。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第86号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中 「バス停留所の標識及びバス待合所」を

「バス停留所の標識」に、

「くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件」を

「くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件」に改める。  
バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、平成20年3月31日までの間は、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第805号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市伯太町草野534 - 27、534 - 29、534 - 35、534 - 36、612 - 4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第806号

平成19年島根県告示第737号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所   | 不明である通知の相手方 |               |
|--|-------------|---------------|
|  | 保安林の権利者     | 住 所           |
| 飯石郡飯南町頓原3428 - 17、3435 - 14、3435 - 15                                    | 佐和 英治       | 松江市法吉町892 - 6 |
| 飯石郡飯南町頓原3428 - 1、3455 - 1  | 佐和喜代子       | 飯石郡飯南町頓原2315  |
| 飯石郡飯南町頓原3435 - 17、3435 - 18、3428 - 10<br>から3428 - 12まで、3435 - 1、3455 - 2 | 佐和 斎        | 飯石郡飯南町頓原2315  |

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日  
平成19年 9 月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 くらしアトリエ

3 代表者の氏名  
梅 慈子

4 主たる事務所の所在地  
島根県隠岐郡西ノ島町大字別府111番地 1

5 従たる事務所の所在地  
なし

6 定款に記載された目的

この法人は、広く全国に対して、女性の視点で「山陰から始まるていねいな暮らし」の情報を発信するとともに、山陰在住のものづくりをする人たちに対して、食や手づくりをテーマとしたイベントを開催することによって自己表現の場を提供する。また同時に、全世界に対して山陰をもっと素晴らしく、もっと魅力的な土地としてアピールすることにより、山陰及びそこに暮らす人々全体の文化的発展、意識の向上に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

隠岐地区県政情報コーナー（隠岐合同庁舎3階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぷらっと

3 代表者の氏名

池永 綾子

4 主たる事務所の所在地

島根県益田市有明町4番71号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域での暮らしに困難さを抱える人々の相談、療育、生活支援等を通じ、地域住民相互が多様な人々の生き方や個性を理解することで、地域で暮らす誰もが、「安心して暮らせるまちづくり」の推進を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画伝統的建造物群保存地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年10月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町崎田2682 - 5 番地、2682 - 47番地、2682 - 48番地

面積 3,475.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字出雲郷747 - 1

有限会社藤谷産業

代表取締役 古藤 武好

正

誤

平成19年 7 月 6 日付け島根県報第1,894号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行     | 誤           | 正            |
|-----|-------|-------------|--------------|
| 4   | 上から12 | 農林省水産告示     | 農林水産省告示      |
|     | 上から19 | 関係市役所及び町村役場 | 雲南市役所及び関係町役場 |

平成19年 7 月10日付け島根県報第1,895号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行     | 誤           | 正            |
|-----|-------|-------------|--------------|
| 6   | 上から20 | 関係市役所及び町村役場 | 出雲市役所及び斐川町役場 |

